

Ⅲ し尿処理事業

1 現 状

(1) 収 集

三鷹市では、昭和 43 年 7 月、東部下水処理場が稼働して以来水洗化が普及し、し尿汲取及び浄化槽世帯は減少の一途をたどっています。これに伴い、業務も年々縮小となり、昭和 62 年 7 月 1 日からし尿汲取は委託化されました。浄化槽は許可業者 1 社 1 台で行っていましたが、令和 2 年 4 月末日で市内の浄化槽が全て廃止されたことから、令和 4 年 3 月の許可期間終了をもって、許可業者はなくなりました。

令和 4 年度はし尿収集件数 687 件の内、一般家庭は 24 件、仮設トイレは 663 件と、仮設トイレが収集の大半を占めています。

(2) 処 理

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、令和 4 年 4 月に本格始動した、し尿投入施設で処理をしています。

2 し尿収集運搬形態

(令和 5 年 3 月現在)

| 区分 | 項目 | 収 集 形 態 (浄化槽は清掃を含む) | 車 両 | 人 員 |
|-----------|----|------------------------|-----------|-----|
| し 尿 | | 委 託 | バキューム 1 台 | 2 人 |
| 浄 化 槽 汚 泥 | | 許可業者 (0 社) | — | — |

3 し尿処理量及び処理人口の推移

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

| 区分 | | 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|------------------------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| し 尿 | 一 般 家 庭 | 世 帯 数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 口 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| | | 便 槽 数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 仮 設 ト イ レ 汲 取 数 | | 995 | 1,063 | 682 | 646 | 687 |
| | 収 集 日 数 | | 149 | 187 | 194 | 194 | 159 |
| | 年 間 収 集 量 (kl) | | 192.89 | 181.42 | 157.7 | 122.5 | 144.8 |
| | 1 日 の 平 均 収 集 量 (kl) | | 1.29 | 0.97 | 0.81 | 0.63 | 0.91 |
| 浄 化 槽 | 世 帯 数 | | 4 | 6 | 5 | 0 | 0 |
| | 人 口 | | 12 | 18 | 16 | 0 | 0 |
| | 設 置 基 数 | | 4 | 6 | 5 | 0 | 0 |
| | 収 集 日 数 | | 6 | 6 | 5 | 0 | 0 |
| | * 年 間 収 集 量 (kl) | | 26.63 | 27.6 | 6.3 | 0 | 0 |
| | * 1 日 の 平 均 収 集 量 (kl) | | 4.44 | 4.60 | 1.26 | 0 | 0 |

*すでに浄化槽を使用していない家の解体の際に掘り出された浄化槽の汲取分を含んでいます。

4 し尿処理手数料

(1) 手数料の基準及び金額

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第32条に基づき手数料を徴収。

ア 水洗化未実施世帯

1 便槽 1 回につき 1,500円

イ 仮設トイレ

1 便槽 1 回につき 10,000円

(2) 徴収方法

月末締めで翌月に納入通知書を送付する。

(3) 調定件数及び金額（令和4年度）

| | | |
|-------|------|------------|
| 一般家庭 | 24件 | 36,000円 |
| 仮設トイレ | 663件 | 6,630,000円 |
| 計 | 687件 | 6,666,000円 |

5 新たなし尿投入施設の整備

平成31年4月から多摩川衛生組合に処理をお願いしているし尿等について、市内で安定的な処理を実施するため、三鷹市民センター内の旧第二体育館跡地にし尿投入施設を整備しました。令和2年度は旧第二体育館の解体工事とし尿投入施設等の整備に向けた基本・実施設計を、令和3年度は施設整備工事を行い、令和4年4月から本格稼働しています。

